

判決年月日	平成22年9月30日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成21年（行ケ）第10353号		
○ 特許無効審判を不成立とした審決が，容易想到性の判断に誤りがある，特許法36条6項2号についての判断に誤りがあるとして取り消された事例。			

（関連条文）特許法 29 条 2 項，36 条 6 項 2 号，123 条 1 項 2 号，4 号

[手続の経緯]

原告を特許権者とする本件特許（請求項の数は2である。以下，「本件発明1」，「本件発明2」という。）について，被告が，進歩性の欠如，及び，特許請求の範囲の記載が特許法36条6項2号の要件を満たしていないことを理由とする無効審判を請求したところ，特許庁は，本件特許を無効とする審決をした。そこで，原告が，審決の取消しを求めて，本訴を提起した。

[本判決の要点]

本判決は，次のとおり説示し，審判請求を不成立とした審決を取り消した。

- 1 本件発明1，2に関する進歩性の判断について，甲1記載の発明に基づき当業者が容易に想到し得るとした審決の判断に誤りがある。
- 2 特許法36条6項2号の要件についての審決の判断について

請求項1及び請求項2における「結着部分から引っ張っても結着部分がはがれない状態に一体化」記載部分は，チーズが，結着部分から引っ張っても結着部分がはがれない状態に至っていることを，ごく通常に理解されるものとして特定したというべきである。すなわち，本件発明1及び本件発明2のようなカマンベールチーズ製品及びその製造方法において，チーズの結着部分以外の部分であっても，仮に，一定以上の強い力を加えて引っ張れば，表皮は裂けるし，そのような強い力を加えなければ，表皮がはがれることはない。上記構成は，チーズの結着部分について，チーズの結着部分以外の部分における結着の強さと同じような状態にあることを示すために，「結着部分から引っ張っても結着部分がはがれない状態に一体化」との構成によって特定したと理解するのが合理的である。また，上記記載部分をそのように解したからといって，特許請求の範囲の記載に基づいて行動する第三者を害するおそれはないといえる。

したがって，上記記載が不明確であって法36条6項2号の要件を満たさないとした審決の判断は，誤りである。